

身体的拘束等適正化のための指針

令和5年4月

社会福祉法人ともいき会

1. 身体的拘束等適正化に関する基本的考え方

(1) 身体的拘束の原則禁止

身体的拘束は、利用者の生活の自由を制限するものであり、利用者の尊厳ある生活を阻むものです。当法人では、利用者の尊厳と主体性を尊重し、利用者の理解と支援の向上に努め、拘束を安易に正当化することなく、職員一人ひとりが身体的・精神的弊害を理解し、拘束廃止に向けた意識を持ち、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束をしないサービスを実施します。

(2) 身体拘束に該当する具体的な行為

(R4.4 厚生労働省障害福祉課「障害者虐待の防止と対応の手引き」より)

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえ付けて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
- ⑦ 利用者の意思を無視して、行動を制限する。 等

(3) 緊急、やむを得ない場合の三原則

個々の心身の状況を勘案し、疾病、障害を理解した上で身体拘束を行わない支援の提供をすることが原則です。しかしながら、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合には、次の3つの要件を全て満たすことが必要です。

① 切迫性

・利用者本人または他の利用者の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合。

身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要となる程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを、確認します。

② 非代替性

・身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない場合。

まず身体拘束を行わずに支援する全ての方法の可能性を検討し、利用者本人等の生命又は身体を保護するという観点から他に代替手法が存在しないことを複数の職員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、本人の状態像等に応じて最も制限の少ない方法を選択します。

③ 一時性

・身体拘束その他の行動制限が一時的である場合。

一時性の判断を行う場合には、本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

三要件の全てに該当すると判断された場合、本人、ご家族への説明、確認を得て拘束を実施する場合がありますが、その場合も、拘束の解除に向けて取り組み続けます。

2. 身体的拘束等適正化委員会

身体的拘束等適正化委員会を設置し、以下（２）検討項目に沿って取り組み等の確認・改善を検討します。委員会は３ヶ月に１回以上開催します。

（１）委員会の構成員

理事長、各管理者

（２）委員会の検討等項目

- ①前回の振り返り
- ②三要件の再確認
- ③身体拘束を実施しているケースの再検討
- ④解除に向けた再検討
- ⑤意識啓発や予防策等必要な事項の確認・見直し
- ⑥今後の予定・まとめ
- ⑦検討結果の職員への周知

3. 身体的拘束等の適正化のための職員研修

身体的拘束適正化のため、全職員に対して、採用時のほか、年一回以上、その他必要な教育の研修を実施します。

4. 身体的拘束等発生時の対応・報告方法等に関する基本方針

身体的拘束は、行わないことが原則です。ただし、緊急やむを得ない場合については、三要件を満たし、かつそれらの要件の確認等の手続きが慎重に実施されているケースに限り、行うことがあります。「緊急やむを得ない場合」の対応とは、これまで検討された支援では十分に対処できないような、一時的に発生する突発事態のみに限定されます。安易に「緊急やむを得ない」ものとして身体的拘束を行うことのないように慎重に判断を行うことが求められます。

（１）評価、確認

身体的拘束等適正化委員会において、三要件の全てを満たしているかどうか、緊急やむを得ない場合に該当するかどうかについての評価、確認をします。実施状況や日々の

様子を記録し、その記録をもとに解除に向けた再検討を行います。

(2) 記録等

身体的拘束を行わざるを得ない可能性がある場合、ご本人・ご家族等へ下記の内容を含む説明書(様式1)による説明、個別支援計画への記載による書面で同意を得ます。

- ・拘束が必要となる理由
- ・拘束の方法
- ・拘束の時間帯及び時間
- ・特記すべき心身の状況
- ・拘束開始及び解除の予定

緊急やむを得ず身体的拘束を行わざるを得ない場合、具体的状況等について記録(様式2)をします。

(3) 報告

身体的拘束を実施した場合には、その理由等を記載した書面をもとに、ご本人及び家族に報告をします。

5. 当該指針の閲覧について

当該方針は、求めに応じていつでも事業所内にて閲覧できるようにします。

6. その他の身体的拘束等の適正化推進のための必要な基本方針

虐待防止及び身体的拘束の適正化に向けて、法人の基本姿勢を徹底していきます。

人を大切にします。

- ・ひとりの「人」として向き合うこと。
- ・相手の良さを知り、自分の良さを知ること。
- ・相手から学び続けること。

誠実に向き合います。

- ・人に対して誠実に向き合うこと。話を聴き一緒に考えること。
- ・仕事に対して誠実に向き合うこと。報告連絡相談を徹底し、常に考え、実行、見直していくこと。行動言動が常に法人の職員として見られていることを意識すること。
- ・法令等を遵守すること。

「はたらく」姿を支えます。

- ・先が見通せることで保護者に安心感を与えること。
- ・できることに着目し、体験を通して、社会性を身に付けること。
- ・はたらくことができることを実証し続けること。

参考)

身体拘束としての行動制限について特に行動障害のある利用者が興奮して他の利用者を叩く、噛みつく等の行為や自分自身の顔面を強く叩き続ける等の行為があるときには、やむを得ず利用者を居室に隔離したり、身体を拘束したりする等の行動制限を行わざるを得ない場面があります。そのような場合に、やむを得ず行動制限をする必要があったとしても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏む必要があります。しかし、職員の行動障害に対する知識や支援技術が十分でない場合、対応方法が分からずに行動制限をすることに頼ってしまうことも起こります。行動制限をすることが日常化してしまうと「切迫性」「非代替性」「一時性」のいずれも該当しなくなり、いつの間にか身体的虐待を続けている状態に陥っていたということにもなりかねません。行動障害に対処するために、身体的虐待に該当するような行動制限を繰り返していると、本人の自尊心は傷つき、抑え付ける職員や抑え付けられた場面に対して恐怖や不安を強く感じるようになってしまいます。このような誤った学習を繰り返した結果、利用者の「問題行動」はさらに強くなり、職員はより強い行動制限で対処しなくてはならないという悪循環に陥ることになります。職員の行動障害に対する知識や支援技術を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けての道筋を明確にして、職員全体で支援の質の向上に取り組む必要があります。

行動障害のある利用者への適切な支援 (1) 強度行動障害の状態にある人が虐待に遭いやすいこと行動障害とは、自分の体を叩いたり食べられないものを口に入れる、危険につながる飛び出しなど本人の健康を損ねる行動、他人を叩いたり物を壊す、大泣きが何時間も続くなど周囲の人の暮らしに影響を及ぼす行動が、高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のことです。行動障害の状態になりやすいタイプとしては、コミュニケーションが苦手で自分の体調不良や対人不安をうまく伝えられない利用者、他の人は気にならない感覚（明るさ、音、肌触り、臭い、気圧や温度など）に過敏で不快感を持ちやすい人、過去のイヤな記憶を思い出してしまいやすい人などがあります。利用者がこのような状態になったときには、本人の健康や周囲の利用者の安全を守るために、職員は身体拘束や行動制限をやむを得ず行うことがあります。そのときには、事業所の職員全員が利用者の障害特性を理解し、予め本人や家族と相談して決めておいた方法や時間の範囲で対応することが必要になります。もちろん、このような身体拘束や行動制限を行うことは決して望ましいことではないので、普段から利用者の家族や過去の支援者からの情報を引き継いだり、丁寧な観察を行ったりすることによって障害特性を理解し、行動障害が起こらないような支援を行うことが大前提になります。例えば、「一日に何度も、集団活動にな

ると他の利用者を突然噛んでしまうようになった利用者」の担当者になった場合のことを考えてみましょう。咄嗟のことであれば、噛みついた利用者を止めるために職員は羽交い締めにするかもしれません。さらに、さらに噛もうと興奮する様子を見て居室に押し込み施錠をするかもしれません。この利用者は、「ざわざわした騒がしい場面が苦手」なのに、そのことがうまく伝えられないという障害特性があったのかもしれませんが、しかし、普段からそのような障害特性に即した支援が受けられず、さらに羽交い締めにされ居室に閉じ込められるというさらなる不安や恐怖の体験が追加されてしまいます。

障害福祉分野の領域で働く人は、行動障害の状態になりやすい利用者の障害特性を普段から把握し、咄嗟のときにも利用者に不安や恐怖を与えない対応を行うための知識と技術を持つことが必要です。

(様式1)

<p>緊急やむを得ない身体拘束に関する説明書</p>	
<p>様</p>	
<p>1 あなたの状態が下記のA B Cをすべて満たしているため、緊急やむを得ず、 下記の方法 と時間等において最小限度の身体拘束を行います。</p> <p>2 ただし、解除することを目標に鋭意検討を行うことを約束いたします。</p>	
<p>記</p>	
<p>A 利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い</p> <p>B 身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する支援方法がない</p> <p>C 身体拘束その他の行動制限が一時的である</p>	
個別の状況による 拘束の必要な理由	
身体拘束の方法 (場所、行為(部位・内容))	
拘束の時間帯及び時間	
特記すべき心身の状況	
拘束開始及び解除の予定	月 日 時から 月 日 時まで
<p>上記のとおり実施いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">社会福祉法人ともいき会 通澤 康二 印 記録者 印</p>	

(利用者・家族の記入欄)

<p>上記の件について説明を受け、確認いたしました。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">氏名 印 (本人との続柄：)</p>	
--	--

緊急やむを得ない拘束に関する経過観察・再検討記録

(様式 2)

日	時	令和 年 月 日 ()	記録者			
対象の人						
拘束時間		時 分 ~ 時 分 (分間)				
緊急やむを得ない事由		いつ when どこで where だれが who なにを what なぜ why どのように how				
身体拘束時の本人の様子 心身の状況						
経過 〔家族・関係機関等への連絡含む〕						
暫定対策等 関係者で措置した暫定対策及び恒久対策案に対する意見等						
指示事項		身体拘束適正化委員会からの指示事項				
			暫定対策で様子を見る⇒(再評価の時期・方法)			
			事後措置等の要否⇒(要・否)(対応部門等)			
			分析と対策の検討⇒(期限・検討部門)			
			理事長	管理者	作成者	

